（４）各町村で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行う。

１８　町・村・字名の取扱い

（１）町、村、字の区域については、従前のとおりとする。

（２）町、村、字の名称については、次のとおりとする。

①一の宮町においては、「一の宮町大字＊＊」を「阿蘇市一の宮町＊＊」に置き換える。

②阿蘇町においては、「阿蘇町大字＊＊」を「阿蘇市＊＊」に置き換える。

③波野村においては、「波野村大字＊＊」を「阿蘇市波野大字＊＊」に置き換える。

１９　慣行の取扱い

（１）市民憲章については、新市において協議し制定する。

（２）新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。

（３）名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。

（４）その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。

（５）市章については、公募により合併日の６ヶ月前までに制定する。

２０　国民健康保険の取扱い

（１）国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。

なお、具体的には平成１７年度から３方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成16年度までは旧町村の税率による。

（２）財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の１５%に相当する額と定め、持ち寄る。

（３）国保税の納付については、合併後の納期は１０回とし、納税奨励金については町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のとおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。

なお、国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。

（４）国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。

（５）高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。